

# 国際財務報告基準における財務諸表表示の変更について

## Presentation of Financial Statements in International Financial Reporting Standards

(2012年3月31日受理)

橋本和久

Kazuhisa HASHIMOTO

Key words : 国際財務報告基準, 財務諸表の表示, キャッシュ・フロー計算書, 直接法, 資金観

### 概 要

国際会計基準審議会(IASB)は、2010年7月に、財務諸表の表示に関する公開草案のスタッフ・ドラフト(SD)を公表した。このSDは従来からの財務諸表の表示を大きく変更するもので、本稿ではまずその概要を示している。続いて、SDに先立って公表されたディスカッション・ペーパー(DP)と比較し、直接法によるキャッシュ・フロー計算書に焦点を合わせ考察している。そして、DPで提案された利益とキャッシュ・フローとの調整表から、わが国からの情報発信があった可能性を示すとともに、その背景にある資金勘定組織についても指摘している。

### 1. はじめに

1990年代ころより、わが国の会計基準は、会計の国際的調和化の下で鋭意見直しが進められてきた。2002年10月の国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)との間で結ばれた「ノーウォーク合意」、2007年8月のわが国企業会計基準委員会(ASBJ)とIASBとの間で結ばれた「東京合意」などを経て、会計基準のコンバージェンス(収斂)は急速に進展してきている。また、2005年1月より欧州連合(EU)域内の上場企業に対しては国際財務報告基準(IFRS)が強制適用され、EU域外の上場企業に対しても2009年1月以降は本国の会計基準がIFRSと同等であると認められなければIFRSが強制適用されることになっている。

わが国の会計基準は、2005年7月の欧州証券規制当局委員会(CESR)による会計基準の同等性評価に関する技術的助言<sup>1</sup>(テクニカル・アドバイス)を経て、2008年

12月に欧州委員会(EC)によりIFRSと同等であるとの結論を得た。

このような状況の下、2009年6月には金融庁から「我が国における国際会計基準の取り扱いに関する意見書(中間報告)」が公表され、財務諸表の国際的比較可能性の向上や資金調達コストの低減・国際的資金調達の容易化などの観点から<sup>2</sup>、わが国の企業に対してIFRSに基づく財務諸表の法的開示を認め、ないしは義務づけるためのロードマップを作成し、具体的な展望を示すべきとの指摘がなされた(同中間報告 二2(1))。そこで、同中間報告では、わが国においては「2010年3月期の年度の財務諸表からIFRSの任意適用を認めることが適当である」(同 二2(3)④)とされた。また、「IFRSの強制適用の判断の時期については、とりあえず2012年を目途とすることが考えられる」(同 二2(4)①)とされ、「また、強制適用に当たっては、実務対応上必要な期間として、強制適用の判断時期から少なくとも3年の準備期間が必要

になるものと考えられる」(同 二2(4)②)とされている<sup>3</sup>。

一方、2001年9月より業績報告プロジェクトを推進してきたIASBは、2004年4月にFASBと共同で財務諸表表示に関するプロジェクトとして進めることとなった。この共同プロジェクトのうちフェーズAに関しては、2006年3月に公表されたIAS第1号修正案の公開草案「改訂された表示」を経て、2007年9月にIAS第1号の改訂版として公表された。フェーズBに関しては、それまでの検討結果として2008年10月にディスカッション・ペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解」<sup>4</sup>(以下、DP)が公表された。このDPに寄せられた227通のコメント、表示モデルのフィールド・テスト、米国財務会計基準研究イニシアティブ(FASRI)の調査などを経て、2010年7月には財務諸表の表示に関する公開草案のスタッフ・ドラフト<sup>5</sup>(以下、SD)が公表され、FASBも同様の内容を、同日、公表した。このSDでは現行の財務諸表表示と比較するとかなり劇的な変更が提案されているが、IASBとFASBはSDの公表後、公開草案を最終化し公表するまで追加的なアウトリーチ活動に専念することとした。なお、このSDが最終基準化されたときは、現行のIAS第1号「財務諸表の表示」およびIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」に置き換えられる。

本稿では、このSDを概観することによりキャッシュ・フロー計算書を中心に現行の会計基準からの変更点を確認し、主に直接法によるキャッシュ・フロー計算書について考察する。あわせて、わが国からの情報発信があった可能性を示すとともに、その背景にある資金勘定組織についても指摘している。

## 2. スタッフ・ドラフトの概要

このSDは、目的(第1項)、範囲(第2項-第7項)、財務諸表の一般特性(第8項-第42項)、財務諸表の表示の一般特性(第43項-第112項)、財政状態計算書(第113項-第134項)、包括利益計算書(第135項-第167項)、キャッシュ・フロー計算書(第168項-第199項)、持分変動計算書(第200項-第206項)、財務諸表の注記(第207項-第267項)、経過措置・発効日及びIAS第1号とIAS第7号の廃止(第268項-第270項)からなる本文、A-

Cまでの3つの付録および結論の根拠(BC1-BC238)などから構成されている。

財務諸表は企業の財政状態と財務業績に関する情報を提供することにより、企業の正味キャッシュ・フローを生み出す能力の評価と資源の効率的利用の評価(SD第8項)をその目的とする。これらの情報を提供するため、財務諸表は、財政状態計算書、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書、持分変動計算書などから構成される(同第9項)。

財務諸表の表示にあたっては、分解の原則と一体性の原則が中核となる原則として採用されている。すなわち、企業の財政状態と財務業績とキャッシュ・フローの内訳を説明するために情報を分解し、その機能と性質と測定基礎とを検討することにより表示する項目を決定する必要がある(分解の原則、同第46項-第56項)。そして、これらの項目の関係が財務諸表全体にわたって明確となるように、財政状態計算書、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書の間で整合性のある情報を表示しなければならないとされた。なお、上記3つの財務諸表では、セクション、カテゴリーおよびサブカテゴリーでおのこの財務諸表が整合するように表示する必要がある(一体性の原則、同第57項-第61項)。ここでセクションとは財務諸表における項目の最大のグループで、「事業」「財務」「法人所得税」「非継続事業」「複数カテゴリー取引」に分類されるが、複数カテゴリー取引セクションは財政状態計算書においてセクション(あるいはカテゴリー)をまたがる取引の結果により生じるものであるから、包括利益計算書およびキャッシュ・フロー計算書では1つのセクションを構成するが財政状態計算書では分類されない。また、カテゴリーはセクション内の項目のグループであり、サブカテゴリーはカテゴリー内の項目のグループである。事業セクションには営業カテゴリーと投資カテゴリーが含まれ、営業カテゴリーには営業ファイナンス・サブカテゴリーが含まれる。また、財務セクションには借入カテゴリーと資本カテゴリーが含まれる。同一の事象から生じる項目については、それぞれの計算書において同じセクションあるいはカテゴリーに含める必要がある。例えば、営業カテゴリーに分類される営業資産の増減によって生じた収益もしくは費用は、包括利益計算書の営業カテゴリーに分類される。また、利息費用

や利息支出は、利息を生じさせる負債と同じセクションおよびカテゴリーで表示される。

このように、一体性の原則を中核となる原則とし、3つの基本財務諸表を1つの基準により分類表示することを提案しているSD（および、それに先立って公開されたDP）は、理論的整合性があり分かりやすくはあるが、おのおのの計算書は現行の計算書とは様相を大きく異にする。例えば、現行の貸借対照表では「資産」「負債」「純資産」に分類・表示されているが、財政状態計算書では営業資産と営業負債が営業カテゴリーにおいて同時に表示されることとなる。このことにより、重要な財務比率を計算するのが容易になることがベネフィットの1つとされている（同BC120）。また、これまで同時に表示されてきた現金と現金同等物は区別され、現金は営業カテゴリーに、現金同等物は投資カテゴリーに表示されることになる。

包括利益計算書は、関連する資産もしくは負債の分類と整合的にセクションおよびカテゴリーに表示する必要がある（同137項）。したがって、営業資産に分類される固定資産を売却することによって生じた損益は、営業カテゴリーに表示されることになる。また、2計算書方式による包括利益計算書は除かれることになる（同BC154, BC160）。

キャッシュ・フロー計算書においても、現行とは大きく異なる点がある。キャッシュ・フロー計算書は報告期間中の現金の増減に関する情報を表示（同168項）するが、前述のとおり現金には流動性や満期の近さにかかわらず短期投資を含めないこと（同第118項）としているので、これまでキャッシュ・フロー計算書で表示されていた現金同等物は除かれることになる。また、キャッシュ・フロー計算書は財政状態計算書や包括利益計算書と整合するセクションおよびカテゴリーにおいて収入総額および支出総額を表示するもの（同170項）とされており、これまで選択的に認められていた間接法によるキャッシュ・フロー計算書は認められず直接法による作成が要求されている。また、現行の基準では直接法によりキャッシュ・フロー計算書を作成する場合には、利益とキャッシュ・フローとの調整表が要求されている。今回のSDでも利益とキャッシュ・フローとの調整表が要求されているが<sup>6</sup>、間接法によるキャッシュ・フロー計算

書で提供される情報とは異なり、営業利益（すなわち、包括利益計算書における営業カテゴリーの小計）から営業キャッシュ・フローへの調整表を要求するものである。この調整表は、間接法のキャッシュ・フロー計算書に含まれる運転資本の情報に対する利用者の関心に対応するもの（BC183）とされている。また、これまで示してきたとおり、3つの計算書の一体的表示が求められるので、営業資産に分類される固定資産を売却することにより生じるキャッシュ・インフローは営業カテゴリーに含められることになり、かなり様相が異なる計算書となる。

以下の項では、直接法によるキャッシュ・フロー計算書に焦点をあわせ、これらの変更点を、SDに先立って公表されたDP、これに対するASBJのコメントレターおよびSDに示された結論の根拠（以下、BC）を中心に考察する。

### 3. 直接法による表示

直接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成が要求されることについては、DPで明らかにされている。現行の会計基準では、国際基準（IAS第7号）においても米国基準（SFAS第95号）においても、営業キャッシュ・フローに関しては直接法が推奨されてはいるが間接法による作成も認められている。また、わが国の会計基準においても、直接法と間接法の選択的採用が認められている。

DPで直接法が要求されている理由は、将来キャッシュ・フローを予測する上で間接法よりも有用であり、営業資産あるいは営業負債の増減と営業収益もしくは営業費用に関する情報とキャッシュ・フローが一体的に表示されると考えられているからである。これに対して、2009年4月に発表されたASBJのコメントレター<sup>7</sup>では、①キャッシュ・フロー計算書の役割やコスト・ベネフィット比較の観点、②間接法によるキャッシュ・フロー計算書から提供される損益とキャッシュ・フローとの調整情報の有用性の観点から直接法の強制に反対し、現行のとおり間接法の選択を認めるべきであると主張している（同第4項）。これらの観点は、具体的には、以下のように示されている。

- ・キャッシュ・フロー計算書には利益とキャッシュ・フローとの調整情報を提供することにより利益の分

- 析に資することが主に期待されている（第14項）。
- ・間接法は継続事業の利益、財政状態計算書の行項目及び営業キャッシュ・フロー合計の間の有用なリンクを提供しており直接法よりも望ましいという利用者も多く、経営管理情報としてその有用性が高いという意見もある（第40項）。
  - ・会計上の利益情報は、キャッシュ・フローを期間ごとに配分し直して成果を測定したものであり、間接法のキャッシュ・フロー計算書は、その配分結果を検証するために用いられるという役割を担っている（第41項）。
  - ・直接法を採用した場合に、具体的にどのような項目の表示が意思決定有用性を高めると考えられているのか明確ではない（第42項）。
  - ・直接法によるキャッシュ・フロー計算書を実際のキャッシュ・フローのデータから作成することは、現在の簿記会計システムでは非常に困難である。間接的間接法（取引高に資産負債の残高の増減を加減して営業キャッシュ・フローの各項目を算出）を使用したとしても相当な作業が必要となる可能性が高い（第43項）。
  - ・調整表に記載される多くの数値の中で、利用者がどれを中心に利用することを想定しているのか明確ではない（第49項）。

このような反対意見は他からも多く寄せられており、特に財務情報の作成者側からの意見の多くは主にコスト面から直接法により作成することに反対している（BC173）。IASBとFASBが基準を設定するにあたり設けている原則の1つに、コストとベネフィットとの比較考量がある（BC9）が、SDにおいて多大なコストが生じることは認めながらも直接法を要求したのは、これらのコストを凌駕するベネフィットが存在するという点であろう。しかしながら、これらのコスト面からの反対意見に配慮して、両審議会はベネフィットを損なうことなくコストを低減させる代替的な表示方法を検討し（BC34, BC186）、DPで要求された情報から緩和された項目もある（BC180）。DPでは、キャッシュ・フロー計算書における情報を包括利益計算書の情報と機能別性質別の表示科目レベルで揃える必要はなく、キャッシュ・フローを性質

別に分解し、機能別に追跡する複雑性をなくす提案をしている（BC180）。キャッシュ・フローの分解の要求が緩和されたことにより間接的間接法<sup>8</sup>による作成も可能となったが、ASBJ [2009] でコメントされているように間接的間接法によりどの程度のコスト低減に繋がるかは不明である。SDでは、間接法のキャッシュ・フロー計算書では営業キャッシュ・フローの変動を導き出すと誤差が出る（BC34(c), BC177）と述べられているが、間接的間接法により作成された直接法のキャッシュ・フロー計算書とどのように異なるのかも判然としない。

このSDに対しては、2010年12月に日本貿易会からコメントが示された<sup>9</sup>。ここでは、営業損益と営業キャッシュ・フローとの調整表の作成が要求されていることから、実質的には直接法と間接法の両方が義務づけられたことにより多大な費用と実務負担が増加する点、ベネフィットがコストを上回ると判断するに理由が不十分である点をあげ、直接法によりキャッシュ・フロー計算書を作成することに対して反対している。

DPでは、これまでキャッシュに含まれていた現金同等物が現金の範囲から除外されている。これは、財政状態計算書において、現金は事業セクションのうち営業カテゴリーに短期投資は流動性や満期の近さにかかわらず投資カテゴリーにおいて表示されることになった影響である。

この点に関しては、ASBJ [2009] は基本的に同意している。しかしながら、日本貿易会 [2010] では、「従来通り現金同等物は現金に含めるべきと考える」として反対を表明している。SDでは、現金と現金同等物との特徴が異なり、異なるリスクがあることを理由としている（BC126）。この点に対して、日本貿易会 [2010] では、より明確な理由を求めている。

それでは、SDが想定する直接法のベネフィットとは何か。両審議会は、より直観的で理解可能である点、将来キャッシュ・フローの予測能力が向上する点、趨勢や比較の作成が可能になる点などをあげている（BC172）<sup>10</sup>。利用者側からは、類似の収入や支出が企業間で比較可能な点や、生産量の変動に対するキャッシュ・フローの種類別感度分析に役立つとのコメントレターも寄せられている（BC174）。また、コメントを募集している間に行われた表示モデルのフィールド・テストに参加したアナリ

ストの大半は直接法によるキャッシュ・フロー計算書の方が間接法により作成されたものよりも意思決定に有用であるとし (BC175)、企業のキャッシュ・フローの源泉と用途に関する理解が深まるとした (BC25)<sup>11</sup>。

また、前項で示したとおり営業活動の損益と営業活動によるキャッシュ・フローとの調整表がキャッシュ・フロー計算書と不可分の構成要素として要求されているが、ASBJ [2009] が第4項②、第14項、第40項などで主張する間接法の有用性を直接法だけでは満足させることができないことを示しているのではないとも考えられる。

そもそもキャッシュ・フロー計算書はどのような理由で財務諸表の体系に組み込まれていったのか。SFAS第95号では、キャッシュ・フロー計算書の目的として、(a)企業の将来生じるプラスの正味キャッシュ・フローの創出能力の評価、(b)企業の債務や配当の支払能力および外部資金調達の必要性の評価、(c)利益とキャッシュ・フローの差異の理由の評価、(d)当該期間の現金および非現金投資および財務取引が企業の財政状態に及ぼす影響の評価 (第5項) があげられている。直接法によるキャッシュ・フロー計算書では、(c)の目的には不十分であり、それゆえに営業利益から営業キャッシュ・フローへの調整表が必要とされていると考えられる。

次に、BC172において示された直接法のキャッシュ・フロー計算書を要求する理由とSFAS第95号に示されたキャッシュ・フロー計算書の目的とに共通する項目として、「将来キャッシュ・フローの予測」という観点から考察する。SFAC第1号においても「特定の営利企業に最も直接的な関心をもっている財務情報の潜在的な情報利用者は、一般に、彼らの意思決定が予想されるキャッシュ・フローの金額、時期および不確実性と関連しているので、良好なキャッシュ・フローを生み出す当該企業の能力に関心をもって」(第25項) おり、財務報告は「当該企業への正味キャッシュ・インフローの見込額、その時期およびその不確実性をあらかじめ評価するのに役立つ情報を提供しなければならない」(第37項) としている。

SDでは、CFA協会の実施した調査の結果、直接法によるキャッシュ・フロー計算書の方が企業の将来キャッシュ・フローをより良く予測できるという点に関して多くのアナリストが賛成したこと (BC176) を述べている<sup>12</sup>。しかしながら、予測能力があるか否かというのは実

証的な問題である<sup>13</sup>。

DPに対するコメントおよびSDに示されたBCを概観することにより、DPは利用者側の要求に沿った理想的な形で財務諸表の表示を提案しているのに対して、SDでは間接的 direct法を容認するなど作成者側にも配慮した現実的な形の提案であることが理解される。

さて、DPでは利益とキャッシュ・フローとの調整表を作成するにあたり、「キャッシュ・フローを包括利益」に調整する方法を提案していた (すなわち、現在要求されている調整表とは逆の調整である)。佐藤倫正教授の示されている資金法と呼ばれる損益計算方式である<sup>14</sup>。

#### 資金法の基本構造

営業活動からの現金収入		×××××
営業活動での現金支出	(－)	×××××
営業活動からの現金		×××××
現金収入を伴わない収益[A]	(＋)	×××××
収益とならない現金収入[B]	(－)	×××××
現金支出を伴わない費用[C]	(－)	×××××
費用とならない現金支出[D]	(＋)	×××××
純 損 益		×××××

(佐藤 [1993], 10頁。)

この様式をDPの付録で示していたが、DPに対するコメント提出者の多くが支持しなかった (BC204) ことから、SDでは「営業活動による純損益から営業活動による正味キャッシュ・フロー」への調整表 (第176項) と資産および負債の増減分析を注記で表示すること (第243項－第255項) を提案している。

## 4. 資金勘定組織

前章で見てきたとおり、財務諸表の作成者の大半が反対しているにもかかわらず、SDでは直接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成を提案している。これは、キャッシュ・フロー計算書を、財政状態計算書 (貸借対照表) および包括利益計算書 (損益計算書) と同格の主要財務諸表とした帰結かもしれない。現在の複式簿記の勘定組織からキャッシュ・フロー計算書が導出されないことは良く知られている。間接法によるキャッシュ・フ

ロー計算書は損益計算書と2期間の貸借対照表とから誘導的に作成されるが、DPに対するコメントにもあるように、直接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成はなかなか困難である。そうであるならば、貸借対照表や損益計算書と同様に、勘定組織から直接的に誘導されるのが自然であるのかもしれない。この点に関して、佐藤倫正教授が「資金勘定組織の現代的意義」において、わが国からの情報発信があった可能性を指摘されていることは非常に興味深い。1994年の「資金会計の勘定組織」において、佐藤教授はすでにキャッシュ・フロー計算書（資金計算書）を誘導する勘定組織を示されているが、この勘定組織からは資金フローを直接法と間接法の二面で同時に把握している。すなわち、直接法によるキャッシュ・フロー計算書および利益との調整表が、同時に直接的に作成されるのである。その後、Miller [2002] で資金法による調整法が示され、これがBroom [2004] に引用されていくのだが、佐藤教授は「Miller (2002) では、本稿で紹介した『資金勘定組織』の重要な部分は伏せられているが、資金法の調整表は示されており、Satoh (2000) との内容の対応関係は、偶然の一致をはるかに超えている。ミラー教授は当時コロラド大学のコロラドスプリングス校にいたのを知って、あとで驚いた」と述べられている。佐藤教授は、1998年から翌年にかけてコロラド大学ボルダー校で在外研究をされているのである。前章の最後に触れたように、DPでは資金法による調整表を提案しているが、これは佐藤教授が『資金会計論』で示された方法と符合している。

佐藤教授の示された勘定体系は、従来の貸借対照表勘定と損益計算書勘定に加えて資金計算書勘定（収支勘定と資産・負債・資本の増減勘定）を設けるところに特徴がある。仕訳は従来の仕訳に加えて資金仕訳も行う。例えば、現金300円を出資したときは、従来からの仕訳である

(借方)		(貸方)	
現金	300	資本金	300

に加えて、

(借方)		(貸方)	
資本金収入	300	資本金増加	300

といった仕訳もあわせて行う。そして、締切時に、新たに集合収支勘定と集合増減勘定に諸勘定を集めることにより、集合収支勘定からは直接法のキャッシュ・フロー計算書が作成される。また、集合増減勘定を投資財務増減勘定と営業増減勘定に分けることにより、営業増減勘定から調整表が作成される。

この資金勘定組織は「第三の会計観である資金観を根拠付けるための思考装置として工夫された<sup>15)</sup>。」と、佐藤教授は述べられている。従来から、資産負債観と収益費用観が二元対立的な会計観として捉えられてきたが、これに資金観も加えて三元的調和の方向に向かっていると見るのが佐藤教授の立場である。わが国においても、キャッシュ・フロー計算書が開示され始めて10年以上が経過し、第3の基本財務諸表として確固たる地位を占めた現在において、非常に魅力的な考え方である。利用者の利便性を考えて、キャッシュ・フロー計算書が直接法に限定されようとしているこのときに、会計の捉え方自体を検討する必要があるように思われる。そのような意味において、わが国からこのような情報発信が行われた可能性があるということは、非常に心強いものである。

## 5. むすびにかえて

本稿では、SDで提案された新しい財務諸表の表示を概観し、直接法によるキャッシュ・フロー計算書について考察してきた。そして、DPでは資金法による調整表が示されていたことから、わが国からの情報発信の可能性に言及してきた。実は、わが国からの情報発信の可能性については、2010年の年末に佐藤教授から直接ご教示いただいたものである。また、その後、2011年9月に開催された国際会計研究学会における『国際会計の概念フレームワーク（中間報告）』（主査 佐藤倫正教授）の報告書もご提供いただいた。心よりお礼申し上げます。

SDではベネフィットが大きいとされた直接法によるキャッシュ・フロー計算書であるが、企業の将来キャッシュ・フローをより良く予測できるかどうかということは実証的な問題である。今後は財務諸表表示の動向を注視するとともに、直接法と間接法のどちらが将来キャッシュ・フローの予測能力が高いかを実証的に検証することを次の課題としたい。

## 注

<sup>1</sup> CESR, *Technical Advice on Equivalence of Certain Third Country GAAP and on Description of Certain Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information*, July 2005.

<sup>2</sup> 中間報告によれば、IFRSに基づく財務諸表の法的開示を認め、ないしは義務づけるためのロードマップを作成し、具体的な展望を示すべきとの指摘は、次のような観点からなされているとしている。①金融資本市場がグローバル化し、投資資金の国際的な移動が加速する中で、コンバージェンスの加速化に加え、IFRSを適用した財務報告により、投資者から見た財務諸表の国際的な比較可能性の一層の向上、ひいては我が国金融資本市場の国際的な魅力の向上に資するという観点、②海外の投資者にとって我が国企業の作成する財務諸表の理解・分析がしやすくなることにより、企業にとっても資金調達コストの低減や国際的な資金調達の容易化を期待する観点、③海外展開をしている企業にとって、海外拠点の財務経理面での経営管理の効率性向上やグループ・関係会社における会計基準の統一による財務報告の品質の向上、ひいては我が国企業の国際競争力の強化に資するとの観点、④我が国監査人の国際的な地位の維持・向上に資するとの観点である。

<sup>3</sup> 金融庁 [2009] が公表されたときに2014年に強制適用する予定としていたアメリカは、その後2015年以降に延期することとした。これを踏まえ、2011年6月、自見庄三郎金融担当大臣から「少なくとも2015年3月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5-7年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする」との談話がなされた。

<sup>4</sup> IASB [2008] Discussion Paper, *Preliminary Views on Financial Statement Presentation*, October 2008.

<sup>5</sup> IASB [2010] Staff Draft of Exposure Draft, *Financial Statement Presentation*, July 2010.

<sup>6</sup> そもそもDPで提案されていた調整表はキャッシュ・フローを包括利益に調整する明細表であり、財務諸表の注記に含まれるものであった。この調整表にはさまざまな数値を表記することが要求されており、ASBJ [2009] の第49項のコメントが出されることとなった。

<sup>7</sup> ASBJ「ディスカッション・ペーパー『財務諸表の表示に関する予備的見解』に対するコメント」(2009年4月14日)

<sup>8</sup> 会計帳簿から直接的にキャッシュ・フローを表示するのではなく、対応する収益や費用の額、現金収支を伴わない項目、資産もしくは負債の金額を変動させるが収益もしくは費用とは関連しない現金取引、総額の営業収入もしくは支払いの識別と関連しない他の項目に起因する資産および負債の増減を識別することにより資産および負債の増減分析を通して間接的にキャッシュ・フローを表示する方法である (SD第192項)。

<sup>9</sup> 日本貿易会「IASB『Staff draft of exposure draft Financial Statement Presentation (スタッフ・ドラフト 公開草案“財務諸表の表示”)』に対するコメントについて、2010年12月。

<sup>10</sup> BC172では次の点をあげて、直接法を採用する必要性を示している。(a)広範な財務諸表利用者にとって、より直観的理解可能である。(b)将来キャッシュ・フローを予測する能力を向上させる。(c)企業の換金サイクルや、包括利益計算書に表示される収益及び費用とキャッシュ・フローとの関係に対する理解を向上させる。(d)営業キャッシュ・フローの営業利益への調整が附属している場合には、財政状態計算書とキャッシュ・フロー計算書を結び付けるものとなる。(e)より良い意思決定に導くことが学術研究により示されている情報を提供し、最も熟練したアナリストが到達する算出結果よりも優れた情報をもたらす。(f)現状ではできない趨勢及び比較を作成できるようになる。

<sup>11</sup> この点に関して、ASBJ [2009] は「フィールド・テストでは、DPの提案の要求を満たすことに不安の少ない企業のほうが参加の可能性が高いという選択バイアスがあると考えられるため、DPの提案にとって都合の良い結果だけが考慮されないように、DPの提案を実施できなかった理由にも留意する必要がある」としている。

<sup>12</sup> CFA協会は12,000名の会員に調査票を送付し、うち540名から回答があった。この回答には、直接法の方が将来キャッシュ・フローをより良く予測し、利益の質をより良く評価することであった (BC34(b))。

<sup>13</sup> Krishnan and Largay [2000]は、直接法によるキャッシュ・フロー計算書を開示している企業において直接法と間接法の比較を行い、直接法の方が将来の営業キャッシュ・フローをより良く予測するとの結論を示している。また、新美 [2010] では、一期先の営業キャッシュ・フローを被説明変数として直接法および間接法における開示項目を説明変数として回帰モデルの推定を行い、そのモデルの予測誤差により検証している。その結果は、どちらのモデルもほとんど違いがないことを示している。

<sup>14</sup> 佐藤教授は当初「EPO修正法」(Funds Provided by Operations)と呼ばれていたが、西川義朗教授の示唆により「資金法」という名称を当てることにしたと述べておられる (佐藤 [1993], 17頁)。

<sup>15</sup> 佐藤 [2011], 32頁。

## 参 考 文 献

金融庁「我が国における国際会計基準の取り扱いに関する意見書 (中間報告)」, 2009年6月。

佐藤倫正『資金会計論』白桃書房, 1993年3月。

——「資金会計の勘定組織」『会計』第145巻第1号, 1994年1月, 14-27頁。

——「資金勘定組織の現代的意義」『日本簿記学会年報』第26号, 2011年7月, 28-36頁。

新美一正「なぜIFRSは直接法による営業キャッシュ・フロー表示を志向するのか?」*Business & Economic Review*, 2010年4月号。

- ASBJ 「ディスカッション・ペーパー『財務諸表の表示に関する予備的見解』に対するコメント」, 2009年4月。
- Broome, O. Whitfield, “Statement of Cash Flows : Time for Change!” *Financial Analysts Journal*, Vol.60, No.2, March-April 2004, pp.16-22.
- CESR , *Technical Advice on Equivalence of Certain Third Country GAAP and on Description of Certain Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information* , July 2005.
- FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No.1, *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, November 1978. (平松一夫・広瀬義州共訳『FASB財務会計の諸概念(改訂新版)』中央経済社, 1994年5月)
- , Statement of Financial Accounting Standards No.95 : *Statement of Cash Flows*, November 1987.
- IASB, Discussion Paper, *Preliminary Views on Financial Statement Presentation*, October 2008.
- , Staff Draft of Exposure Draft, *Financial Statement Presentation*, July 2010.
- Krishnan, G. M. and J. A. Largay III, “The Predictive Ability of Direct Method Cash Information, ” *Journal of Business Finance and Accounting*, Vol. 27, January - March 2000, pp.215-245.
- Miller, Paul B. W. and Paul R. Bahnson, “Fast Track to Direct Cash Flow Reporting,” *Strategic Finance*, pp. 51-57, February. 2002.
- Satoh Michimasa, “Three Dimensional Double Entry Accounting System,” *Okayama Economic Review*, Vol.31. No. 4, March 2000, pp.133-151.